

平成22年度 第3回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第3回委員会では、第2回委員会再評価対象事業（主要地方道大原花背線）の継続審議と、平成22年度事後評価対象事業の審議を行いました。

- 1 日 時 平成22年11月15日（月） 午後1時30分～2時35分
- 2 場 所 ホテル平安会館 2階「朱雀」
- 3 出席者
 - (1) 委員
小林委員長、奥谷委員、佐伯委員、十倉委員、荒川委員
 - (2) 市職員
建設局長、建設企画部長、建設企画部担当部長、道路建設部長、都市整備部長、ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑応答は、以下のとおりです。

再評価対象事業

・道路事業「5 主要地方道大原花背線」

委 員： 本事業が休止になっても、維持管理はするとのことだが、維持管理にどれぐらいの費用がかかるのか。

京都市： 維持管理費用については、現在のところ算出していない。

ただ、道路の主要な構造物である法面や擁壁、橋梁の桁、床版はまだ車が走っていないこともあり、比較的健全な状態であるので、今後、休止期間中に定期的な巡回などは必要であるが、それほど大きくコストがかかるものではないと考えている。

委 員： 途中で工事をやめたことによって自然災害による問題が起きないのか。

京都市： 現場の巡回を適切に行っていく中で、災害が起きたとき、起こりそうなどきについて、その状況に応じて適切に対応したいと考えている。

委 員： 社会経済情勢が良くなれば再開するということだが、それは永遠に持ち続けるということか。この10年を見てとか、5年を見てとか、いつか決断するときがあるのか。

京都市： 当面、休止ということなので、社会経済情勢が回復したら再開するという気持ちを持ち続けていく。現時点では、再開することを前提に現場を管理していく。

委 員： その「当面」というのは、人により受けとめ方がいろいろあると思われるが、どれぐらいの年限を言うのか。

京都市： 現時点では何年とは言えないが、例えば、都市計画の概念で言えば、おおむね20年後を見据えることになっており、それまで、常に再開する気持ちを持ち続けたい。今後とも、市の財政状況や国の補助制度の動向を見ながら再開の検討を続けていきたい。

委 員： 本事業区間に、人が入って、事故が起きたり、何か変なことになったらどうなるのかということを危惧するが、入口をシャットアウトして全く入れないような状態にするのか、そのあたりの管理はどうするのか。

京都市： 管理については、休止という方向性が決まれば、現在よりも、入りにくい

構造にしたいと考えている。

委 員： 休止扱いになると、5年後の再評価は行わないということか。

京都市： 今回、対応方針が休止と決まれば、5年後の再評価は行わない。

委 員： 国の再評価の場合は「休止」というのはなく、「継続」か「廃止」しかない。これは市の独自の判断基準ということであるが、休止の場合のB/Cの扱い方、今後再開するに当たっての立ち上げ方、また、休止期間中の便益と費用の算出方法等、課題がある。これらの課題について、これからどうするかということを検討していただいたい。

委 員： 京都市の対応方針案である事業休止は妥当である。

事後評価対象事業

・街路事業「1 国鉄嵯峨駅北通」

委 員： 調書の2ページの「事業効果の確認」のところで、「事業費(当初)」が30億円となっているが、当初というのは平成19年のことか。

また、事業費の実績が29億5000万円で、5000万円がマイナスということだが、その要因は何だったのか。

京都市： まず、30億円については当初計画であるので、事業採択年度の平成3年度で30億円ということである。

5000万円減の中身については、用地の補償費などで当初、想定していたよりも若干安くなったということである。

委 員： 国鉄嵯峨駅北通の整備により、駅北側からのアクセス向上など一定の事業効果が表れていることから京都市の対応方針案は妥当である。

・土地区画整理事業「2 伏見西部第二地区」

委 員： この事業は「事後評価対象事業の該当条件」の①に当たる事業ということなので、「新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内」というところでいいのか。

京都市： そうである。

委 員： 今回の事後評価の比較データとして、平成17年度のデータを見せるということは、事業完了から5年も経って事後評価をする意味があるのか。

京都市： 事業効果として、当初と完了時の比較をしている。

委 員： 交通センサスは平成17年しかないのでは仕方がないと思うが、今後の評価資料についてはできるだけ新しく直近のデータでするようにお願いします。

委 員： 事業がスタートするのはどの時点からか。

京都市： 事業計画決定をしたときから事業開始と考えている。

委 員： 土地区画整理事業というのは時間がかかるわけだが、同種事業の計画・調査の在り方で今後、新規で事業を立ち上げる場合、工区分けをして施行するということであったが、どういうことか。また、どこか地区はあるのか。

京都市： 今後、新規の事業化に際して、施行面積が大きくなる場合には、小規模な施行面積の複数の地区に分けるなど、短期間で事業が完了するように配慮しながら進めていく考えであるが、現時点では、新規事業化を予定している具体的地区はない。

委 員： 良好な市街地環境が形成され、事業当初の目的も達成されていることから京都市の対応方針案は妥当である。

